

## Ⅷ. 破綻と再生（平成10～20年3月）

### 1. バブル経済の崩壊と清算

#### 1. 経済・社会情勢

##### 概況

日本経済は平成3（1991）年ごろから約10年間にわたり、バブル経済の崩壊後の厳しい調整局面のさなかにあった。その最大の経済問題の一つである不良債権問題は、平成7年前後から深刻になり、平成7年から8年に発生した住専問題により大きくクローズアップされることになり、その後のマクロ経済環境の悪化、格付け機関による邦銀の格下げなどを背景に、証券会社、銀行が相次いで破綻した。政府では、平成10年および11年に金融機関に対する総額10.4兆円にのぼる公的資金の注入や金融監督庁による査定の厳格化、債務超過の金融機関の処理を実施し、金融再生を図った。

平成12年8月、日本銀行は、日本経済の見通しが明るいと判断し、ゼロ金利政策を解除したが、同年秋からITバブル崩壊後の設備投資後退で、景況は急速に悪化した。このため、早くも半年後に政策転換を行い、日銀は量的緩和政策を実施した。

しかし、経済環境の悪化などのため不良債権処理は遅々として進まず、平成13年度末時点における全国銀行ベースでの不良債権額は43兆円（不良債権比率9.1%）と多額、高水準であった。こうした状況のもと、金融庁は、平成14年10月、中小企業対策、資産査定厳格化、自己資本の充実、ガバナンスの強化、産業再生機構による不良債権処理を柱とする金融再生プログラムを公表、実施した。このプログラムは、平成16年度末までに、主要行の不良債権比率を当時（8.4%）の半分程度に減少させるという目標を明示し、その実現のための具体的な工程を示し、実行した。このプログラムの実施等により、不良債権は大幅に減少し、さらに、景気回復による貸出先企業の収益改善の効果も加わって、不良債権額は、平成15年度末には主要行ベースで13.6兆円（不良債権比率5.2%）、平成16年度末には7.4兆円（同2.9%）と半減し、目標は達成され、金融危機は遠のいた。

その後、日本経済は平成14年初めから景気回復に向かい、途中、踊り場的な状況もあったが、平成20年2月まで緩やかな回復を続けてきた。しかし、平成19年夏ごろ発生した米国のサブプライムローン問題が、平成20年9月のリーマン・ブラザーズの経営破綻を機に世界規模の金融危機を引き起こし、景気は急速に後退、不況へと突き進んでいる。1929年の世界大恐慌の再来、それ以上の大不況に陥るとまで言われる極めて厳しい経済情勢にある。

##### 金融監督庁の設置と金融再生委員会

平成10年6月22日、金融監督庁が総理府の外局として設置された。民間金融機関に係る行政

は、それまで大蔵省が担ってきたが、省庁再編のなかで金融監督庁は、民間金融機関等に対する検査・監査を担う行政機関として発足した。また、平成10年12月15日には金融機関の破綻処理方法の決定機関である金融再生委員会が、総理府の外局として設置され、金融監督庁はその下に置かれることとなった。

その後、平成12年7月1日、金融庁は省庁再編に先行して、金融監督庁を改組して設立された。これにともない、それまで大蔵省が担ってきた金融制度の企画立案に関する事務もあわせて担うこととなった。当初、金融庁は金融監督庁同様、総理府の外局である金融再生委員会のもとにあったが、さらに中央省庁の再編が行われた平成13年1月6日には、改めて内閣府の外局として設置されるとともに、同委員会の廃止にともない同委員会が担ってきた破綻処理等の事務を引き継いだ。

## 2. 生命保険会社の経営破綻

### 日産生命等の経営破綻

日産生命は、バブル経済のもと、予定利率の高い個人年金保険を大量に販売したため、その後のバブル経済の崩壊にともなう市場金利の低下、株価の低迷等の影響を受け、運用利回りと予定利率との間に大幅な逆ざやが生じることとなった。さらに、平成8（1996）年度の一層の株価低下等もあって債務超過に陥り、事業継続が困難な状況に至った。平成9年4月25日、日産生命は臨時取締役会で事業継続を断念する決議を行い、大蔵省に同決議を報告、保険契約者保護基金の発動を要請した。

これを受け、大蔵省は、日産生命に業務停止命令を発するとともに、当協会を保険管理人に選任し、保険管理人による業務および財産管理を命ずる処分を行った。

平成9年10月1日、保険契約者保護基金からの資金援助により日産生命の契約の維持管理のみを行う「あおば生命保険株式会社」が新設され、同時に日産生命からあおば生命への保険契約の移転が行われ、日産生命は解散した。

その後、平成10年から平成13年までの間に、東邦生命、第百生命、大正生命、千代田生命、協栄生命、東京生命は、相次いで経営破綻した。

なお、日産生命、東邦生命、第百生命および大正生命については保険業法にもとづく行政手続により、千代田生命、協栄生命および東京生命については更生特例法にもとづく司法手続により破綻処理が行われた。

### 大和生命の経営破綻

平成19年夏ごろ発生した米国のサブプライムローン問題が、平成20年9月のリーマン・ブラザーズの経営破綻を機に世界規模の金融危機を引き起こした。こうした状況のなか、わが国では、10月10日に大和生命が経営破綻した。

大和生命は、10月10日の取締役会において、会社更生手続開始の申立てを行うことを決議し、

同日、東京地方裁判所に対して同申立てを行い、受理された。これを受け、同日、金融庁は、金融担当大臣談話を公表した。また、同日、東京地裁は、大和生命に対し保全管理命令を発した。10月17日、東京地裁は大和生命の更生手続開始を決定し、従前の保全管理人（弁護士）を管財人に選任した。平成21年3月2日、大和生命の管財人は、更生特例法による会社再建の支援企業として、米国プルデンシャルファイナンシャル・グループに属するジブラルタ生命と契約を締結した旨公表した。

### 3. 生命保険会社の再生

#### 生命保険契約者保護機構の発足

平成8（1996）年4月に施行された改正保険業法にもとづき、破綻保険会社の保険契約の移転等を円滑に進めるため、救済保険会社に対して資金援助を行う保険契約者保護基金が設立された。しかしながら、同基金は、救済保険会社が現われないと発動できないことから、救済会社が現れない場合を含めた保険会社の破綻時における保険契約者の保護と、その保護に関するルールの明確化が求められていた。

平成9年4月に日産生命が経営破綻し、破綻処理に際し同基金では救済保険会社が現れない場合には機能しないことなどの問題点が明らかになった。

他方、平成8年10月30日開催の保険審議会第62回総会では、支払保証制度について検討を行うこととされ、大蔵省保険部において「支払保証制度に関する研究会」が発足した。支払保証制度に関する研究会では、平成9年12月5日に報告書がとりまとめられ、12月19日開催の保険審議会第66回総会に報告が行われた。

その後、平成10年3月6日開催の第68回総会では、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案（金融システム改革法案）の一項目として、保険契約者保護機構の創設について報告が行われた。金融システム改革法は、6月5日、原案どおり成立し、12月1日に生命保険契約者保護機構が発足した。

保護機構の目的は、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、保険契約の移転等の円滑な実施のため救済保険会社に対する資金援助を行うこと等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業の信頼性を維持することにある。

この目的を果たすための業務内容は以下のとおりである。①救済保険会社に対する資金援助、②破綻保険会社となった保護機構の会員に係る保険契約の引受けに係る保険契約の管理および処分、③負担金の収納および管理、④保護機構の会員に対する資金の貸付、⑤破綻保険会社である会員の保険契約者等に対する資金の貸付、⑥上記①～⑤に付随する業務

なお、平成11年6月4日金融監督庁は東邦生命に、平成12年5月31日同庁は第百生命に、平成12年8月28日金融庁は大正生命に業務の一部停止命令を発動し、いずれも保険管理人は保護機構から資金援助を受け、救済保険会社への保険契約の移転を進めた。

## 保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律の成立

平成12年5月24日、「保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、31日に公布され、6月30日に施行された。

保険業法の一部改正では、概要以下の改正が行われた。①保険相互会社から株式会社への組織変更規定の見直しを行うとともに、組織変更と同時に資本増強ができることとした。②保険契約者等の保護のため、早期の手続開始、保険管理人の権限の強化、仮決議の制度や特別決議に代わる裁判所の許可（代替許可）制度の導入による破綻処理の迅速化および保険契約者保護機構の業務の拡大・強化等の措置を講じた。③生命保険契約者保護機構の財源対策として、借入れに係る政府保証を可能とする措置の恒久化および一定の条件のもと国庫補助を可能とすることとした。

また、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正では、保険相互会社に更生手続を適用すること、保険契約者保護機構による手続代理および更生手続中の一定限度額までの保険金の支払等を可能とすること、管財人による保険契約の解除権について制限をする措置等を講ずること、また、破産手続についても更生手続の特例と同様の規定の整備が行われた。

その後、千代田生命は平成12年10月9日、協栄生命は平成12年10月20日、東京生命は平成13年3月23日に、東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行った。いずれも、東京地裁から更生手続開始決定が下され、同地裁から弁護士が法律管財人に選任された。法律管財人は、更生計画を作成し、支援企業を選定する等の手続を進めた。なお、3社とも更生手続において、生命保険契約者保護機構には資金拠出を求めないこととした。

## 2. 金融自由化と規制改革への対応

### 1. 金融審議会の動向

#### 金融庁の設立と金融審議会

平成10（1998）年6月に金融監督庁が発足するとともに、これまで業態ごとに設置されていた三つの審議会（保険審議会、金融制度調査会、証券取引審議会）が廃止され、大蔵大臣の諮問機関として新たに「金融審議会」が設置され、平成10年8月に第1回総会が開催された。

その後、平成12年7月に金融庁が発足するとともに、金融審議会は金融庁に移管された。平成13年1月、中央省庁等の再編にともなう審議会の統合により、内閣総理大臣、金融庁長官および財務大臣の諮問機関として新たな金融審議会が設置され、統合後初の金融審議会総会が開催された。新たな金融審議会のもとには、金融分科会、金利調整分科会、金融の基本に関するスタディグループ等が設置された。

平成13年2月に開催された金融審議会金融分科会第1回総会において、金融分科会のもとに「第一部会」「第二部会」および「特別部会」を設置することが了承された。「第一部会」におい

ては証券取引のグローバル化・情報化等に対応した市場インフラ、取引の枠組み・ルールの整備等について、「第二部会」においては保険会社をめぐる総合的な検討（資本基盤充実手段や新商品提供の促進、ディスクロージャーの改善やガバナンスの在り方等）等について、「特別部会」においては金融分野における個人情報保護等の在り方等について、審議することとされた。

平成13年3月に第1回金融分科会第二部会が開催され、保険をめぐる総合的な検討についての審議を開始すること、また、第二部会に「保険の基本問題に関するワーキンググループ（保険WG）」等を設置することが了承された。

#### 金融分科会第二部会における検討状況

平成13年6月26日の金融分科会第二部会において、生命保険会社の財務基盤の充実、保険契約者からの信頼の向上、多様な保険商品開発の促進、監督手法の整備、保険契約の契約条件の変更等の問題について、中間報告がとりまとめられた。この中間報告は、同日、パブリックコメント手続に付されたことから、協会は、8月30日に金融審議会あてに意見書を提出した。また、平成14年1月25日の第二部会において、「生命保険をめぐる対応策—金融審第二部会報告（平成13年6月）を受けて—」としてとりまとめられ、公表された。

その他、平成16年3月31日に「銀行等による保険販売規制の見直しについて（保険WGにおける検討の部会への報告）」が、同年12月14日に「根拠法のない共済への対応について」および「保険契約者保護制度の見直しについて—保険WGにおける検討の報告—」が公表された。

#### 保険法改正対応

平成19年9月18日、金融審議会金融分科会第二部会および保険の基本問題に関するワーキンググループ合同会議が開催され、保険法改正への対応については、内容が専門的、技術的な観点からの調査・検討が必要なことから、保険の基本問題に関するワーキンググループ（保険WG）において検討を進めることとされた。

平成20年1月31日、保険WGの報告がとりまとめられ、同日、金融分科会第二部会に報告され、審議の結果、金融分科会第二部会報告として「保険法改正への対応について」がとりまとめられ、公表された。本報告では、保険法改正に際し「傷害・疾病保険契約に関する規定の創設」「生命保険契約における保険給付の内容としての現物給付」「未成年者の死亡保険」といった保険業法の分野に関わる主な論点について、基本的な考え方が整理された。

## 2. 第三分野の開放

平成10（1998）年6月5日、金融システム改革法が成立し、これにともない、第三分野の激変緩和措置に関する保険業法附則第121条が削除され、同年12月1日に施行された。

これをもって、日米保険協議において平成8年12月に合意した主要分野の規制緩和措置5項目<sup>（注）</sup>のすべてが達成され、第三分野については、平成10年7月1日から2年半後の平成13年1月1日より完全に自由化されることとなった。

(注) 主要分野の規制緩和措置 5 項目 (①リスク細分型自動車保険の認可、②火災保険の付加率アドバイザー制度の拡大、③届出制の拡大、④算定会会員の料率使用義務廃止のための所要の規定整備、⑤料率等が差別化された商品の認可)

その後の日米保険協議については、平成11年4月16日にワシントンで、平成12年3月16日に東京で開催され、①米国内保険規制に関する議論、②日本の保険行政に関する議論等が行われた。また、日米保険協議における合意を踏まえ、平成12年10月13日に金融庁より、平成13年1月からの激変緩和措置の解除等を内容とする「生命保険会社・損害保険会社による第三分野への相互参入について」が公表された。これらを受け、平成13年1月より激変緩和措置が解除され、生・損保会社の子会社による第三分野への相互参入が実施された。

また、平成13年2月15日に金融庁より、第三分野への生・損保相互参入の実施に際してのルール整備に係る「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令等案」が公表され、パブリックコメント手続に付された。協会は、2月28日に「保険商品の特性に応じて設けられている現行の諸規定を、新たな参入会社に対しても適用するものであり、保険会社の財務の健全性の確保を通じ、保険契約者等の保護に資することから妥当な内容である」旨の意見を提出した。

内閣府令等は3月30日に公布され、7月1日より第三分野への本体相互参入が解禁された。

### 3. 銀行等による保険の募集

銀行等における保険商品の窓口販売は、平成9(1997)年の保険審議会報告、平成12年の保険業法改正を受けて平成13年4月から実施された。ただし、対象保険商品は、住宅ローン関連の長期火災保険・債務返済支援保険・信用生命保険および海外旅行傷害保険に限られた。

金融庁では、その後の銀行等の窓販の実施状況や規制緩和推進3か年計画等を踏まえ、平成14年8月30日、内閣府令が公布され、これにより、平成14年10月1日以降、銀行等の取扱可能商品に、個人年金保険(定額、変額)、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険が加わるとともに、解禁済の保険商品に対する規制緩和と弊害防止措置の充実が図られることとなった。

この結果、銀行等金融機関を販売チャネルとする生命保険会社や変額個人年金保険のみを販売する生命保険会社も現われ、変額個人年金保険の販売は急増した。

協会は、10月の範囲拡大の前後に、大量の金融機関職員が集中して業界共通教育試験を受験することが見込まれることから、通常試験とは別に、特別措置として時限的に「金融機関職員専用特別試験」を実施するなどの対応を行った。

#### 全面解禁に向けての動き

平成14年3月19日に開催された金融審議会金融分科会第二部会において、「対象商品の更なる拡大については、平成14年10月1日以降の実施状況をみながら、引き続き検討を行い、平成15年度中に結論を得ることとする」とされた。これを受け、内閣府令の改正案がとりまとめられ、

パブリックコメント手続を経た後、8月30日に内閣府令が公布され、10月1日より窓販対象商品の拡大等が行われた。

平成16年1月16日、同第二部会で銀行等による保険募集規制の見直しがテーマとして取り上げられ、その後の検討は、部会傘下の保険の基本問題に関するワーキンググループ（保険WG）で行うこととされた。保険WGの検討結果は3月31日の第二部会で報告され、あわせてWGの報告書を第二部会の報告書として公表することが、了承された。

第二部会報告（平成16年3月）、規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月閣議決定）等を踏まえ、金融庁において具体的な内容の調整が行われ、平成17年6月10日に「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等（案）」がパブリックコメント手続に付され、その後、平成17年7月8日、銀行等による保険募集規制の見直しに関する内閣府令として「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」が公布、12月22日から施行され、平成19年12月22日から全面解禁されることとなった。内閣府令において「施行日から2年間、銀行等による保険募集の実施状況等をモニタリングし、新たな弊害防止措置の実効性を確認して、全面解禁に移行する。ただし、モニタリングの結果必要な場合には全面解禁の実施時期の見直しを行う」とされた。

これにともない、金融庁では、施行日からの2年間、銀行等による保険募集の実施状況をモニタリングし、新たな弊害防止措置の実効性を確認することとされた。そのため、解禁は段階的に実施されることになり、平成17年12月22日より、一時払終身保険、一時払養老保険、保険期間10年以下の平準払養老保険（法人契約を除く）、貯蓄性の生存保険、自動車保険以外の個人向け保険（事業関連の保険、団体契約等を除く）、積立傷害保険を先行解禁することとされた。

平成17年7月8日、協会は、銀行等による保険募集規制の見直しに関する内閣府令が公布されたことを受け、同日、「保険会社および銀行等が法令遵守にしっかり取り組んでいくこと、とりわけ銀行等が契約者に責任を持って販売することが重要であるとともに、行政当局において監督・検査等を通じて十分にモニタリングを行い、適宜適切な対応を行うことが必要」との意見を表明した。

### 全面解禁

平成19年9月18日に開催された金融審議会金融分科会第二部会において、金融庁より、モニタリングの結果の説明があり、それを踏まえれば、内閣府令で定める全面解禁期日の見直しの要件である「保険契約者の保護のため必要な場合」には該当せず、予定どおり平成19年12月22日に全面解禁することが適当であるとの考え方が示された。10月24日の同第二部会において、銀行等の保険募集の全面解禁を予定どおり実施するに当たり、より一層の保険契約者等の保護を図るための具体的な手当ての内容すなわち、銀行等における責任ある販売態勢の整備、顧客情報の利用態勢の整備、銀行等の法令等遵守態勢の整備等が決定された。

それらを反映した内閣府令および監督指針の改正案は、11月6日に公表、パブリックコメン

ト手続に付された後、内閣府令および監督指針は、12月21日に公布・公表、12月22日から施行・適用され、銀行等による保険募集が全面的に解禁された。

なお、当協会は、銀行等による保険募集が全面解禁されることを受け、12月14日に全国銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会あてに、法令等の趣旨を踏まえた適正な保険募集の実施につき、会員銀行等へ周知のうえ、徹底するよう依頼する要請文を提出した。

#### 4. 根拠法のない共済への対応

##### 根拠法のない共済

共済事業の実施について根拠法を有していない共済事業は、「根拠法のない共済」または「無認可共済」と呼ばれていた。平成14（2002）年度以降、協会は、全国規模で展開する根拠法のない共済団体の出現や既存団体による共済種目の増加を踏まえ、消費生活センター、消費者団体等の協力を得ながら、相談・苦情状況の調査や実態調査を適宜実施し、情報の収集・提供体制の整備に取り組んだ。また、総合規制改革会議に対し、平成15年11月、16年6月、11月と「根拠法のない共済への保険業法適用基準の明確化」等について要望を行った。

平成16年12月14日に公表された金融審議会金融分科会第二部会報告「根拠法のない共済への対応について」等を踏まえ、平成17年4月22日、改正保険業法が成立し、5月2日公布された。これにより、従来、根拠法のない共済とされていた事業については、新たに設けられた少額短期保険業者<sup>(注1)</sup>（もしくは保険会社）へ移行することとされ、契約者保護ルール<sup>(注2)</sup>等が導入されることとなった。平成18年4月1日、改正保険業法は施行された。

(注1) 保険業法上の保険業のうち、一定事業規模の範囲内において、少額かつ短期の保険の引受のみを行う事業者で、本部等の所在する財務局で登録を受ける必要がある。平成18年4月1日以降、引き続き新規の保険契約（共済契約を含む）を引き受けている根拠法のない共済団体で、保険業法の規制対象となった団体は、保険業法上「特定保険業者」と定義される。この特定保険業者は、各財務局に届出を行っており、平成20年3月末までの移行期間内に少額短期保険業者の登録申請又は保険会社の免許の申請、他の保険会社・共済の活用や保有する保険契約の移転などをして特定保険業者として廃業するなどの今後の対応を決定し、その後は原則として、平成21年3月末までに当該対応に沿って移行していくこととなる。

(注2) 少額短期保険業者の業務内容については、保険契約者等の保護の観点から、事業開始に当たって一定の保証金の供託、資産運用、保険募集、情報開示、責任準備金の積み立て、検査・監督などについて各種のルールを遵守することが必要となった。

##### 少額短期保険募集人試験の実施

少額短期保険募集人については、契約者保護の観点から募集人登録制度が適用されその登録に当たっては保険業法の規定にもとづき募集人試験が課されることとなった。生・損保両協会が検討した結果、保険業全体の健全な発展等に貢献し、信頼性維持を確保すること、公益に資する事業の幅を広げることによって公共の福祉の増進に寄与することにもつながることから、生・損保両協会が少額短期保険募集人試験を共同実施することとした。



本試験は、特定保険業者から少額短期保険業者への移行期間を念頭に平成18年9月より2年間の時限措置として原則毎月1回実施することとし、平成18年9月28日に第1回試験を実施、平成20年2月までに合計18回実施した。

なお、平成19年12月、当協会および損保協会は、それぞれの社員総会において、当該事業を特定非営利活動法人日本少額短期保険協会に事業譲渡することを決定し、平成20年3月1日付で譲渡した。

### 3. 消費者保護法制等をめぐる動き

#### 1. 消費者保護関連法の施行とそれにもなう対応

日本の経済活動がより一層の市場化に向かい、金融市場についても市場原理・自己責任を基礎とした取引社会へと移行しつつあるなか、実際の取引場面において情報量や交渉力の点で事業者に劣る消費者の保護等、金融商品の販売等に関する顧客の保護等について関心が高まってきた。このような状況を踏まえ平成13（2001）年4月に「消費者契約法」および「金融商品の販売等に関する法律」が、平成16年6月に「消費者基本法」が、平成19年9月に「金融商品取引法」が施行されるなど、相次いで消費者保護法制が整備されてきた。

協会では、これら消費者保護法制の動きへの対応として、対応PTの設置、意見提出や説明会の開催等を適宜行った。さらに、金融商品取引法への対応として、協会は、自主ガイドラインを作成するとともに同法にもとづく認定投資者保護団体<sup>(注)</sup>の認定を取得した。

(注) 認定投資者保護団体とは、投資者保護を図ることを目的として、自主規制機関以外の民間団体が自主的に苦情解決・あっせん業務を行政が認定して、その信頼性を高める仕組みとして新たに金融商品取引法に規定された制度である。

#### 2. 関係法令の施行とそれにもなう対応

個人情報保護に万全を期すための民間部門も対象とした個人情報保護に関する法整備として、個人情報保護システムの中核となる基本原則等を確立することを目的とした、全分野を包括した基本法である「個人情報の保護に関する法律」は、平成17（2005）年4月に全面施行された。協会は、意見提出や説明会の開催、対応PTの設置、各省庁の個人情報の取扱いに関するガイドラインへの対応などをそれぞれ行った。

また、法制審議会が、企業統治の実効性の確保、高度情報化社会への対応、資金調達手段の改善および企業活動の国際化への対応の観点から会社法制を見直すべくとりまとめた「会社法の現代化に関する要綱」にもとづき改正を行った会社法は、平成18年5月から施行された。協会は、要綱試案と会社法施行規則案に対し意見を提出した。

#### 3. ディスクロージャーの充実

この時期、会計制度の変化、金融の自由化および国際化、自己責任や自助努力に関する意識

の高まりなど、生命保険業界を取り巻く社会環境が急速に変容してきたことに加え、生命保険会社の破綻による健全性に対する信頼低下を契機として、生命保険会社のディスクロージャーの拡充が検討されることとなった。そして、金融システム改革法の施行による平成10（1998）年6月の保険業法および同年11月の同施行規則の改正によって、ディスクロージャーの内容が初めて規定された。

生命保険会社のディスクロージャーは、保険業法施行規則に規定される法定開示内容と、協会が策定したディスクロージャー開示基準による開示内容、さらに各社の任意の開示内容に分けられるが、生命保険業界は、説明責任がより一層求められる状況のもと、平成11年以降毎年、積極的にディスクロージャーの拡充を図り、説明責任を果たしてきた。

協会は、消費者等によりディスクロージャー誌の内容を正確に理解してもらうために、平成11年より「生命保険会社のディスクロージャー～虎の巻」を作成し、適宜改訂を行っている。また、平成13年12月より、協会ホームページにおいて生命保険各社の決算情報および上半期情報を、平成20年8月からは四半期情報を掲載しているほか、各社のディスクロージャー誌を箱にまとめて「『生命保険のディスクロージャー誌』ファイル」として各地の消費生活センターなどに配布するなど、ディスクロージャー情報へのアクセス利便性の一層の向上に努めている。

#### 4. 協会の広報活動

生命保険業界を取り巻く環境の変化にともない、協会の広報活動も大きく変化してきた。具体的には、業界のPRとしての媒体広報活動業務を効率化する一方で、意見表明・情報発信等中核機能の強化に努めた。また、業界外の意見に耳を傾け、協会や生命保険各社の業務改善に活かす広聴機能に重点を置き、消費者団体や報道関係者との双方向のコミュニケーションを図るため、地方協会主催の「生命保険懇談会」や主要消費者（関連）団体等との懇談会などの積極的開催を従前にも増して推進してきている。

生命保険業界では、昭和22（1947）年以降毎年11月を「生命保険の月」と定め、さまざまなキャンペーンを行ってきたが、協会は、「生命保険の月」にあわせて、生命保険の意義をPRするために、平成6年度より15年度まで「生命保険と私」というテーマでエッセイを公募した。

その他、「生命保険の動向」「生命保険事業概況CD-ROM」「生命保険協会の社会貢献活動」といった資料の提供、ホームページの開設、記者会見・プレス発表等の広報活動も行っている。

#### 5. 生命保険相談活動

平成12（2000）年6月の金融審議会答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」を受けて、金融庁のなかに「金融トラブル連絡調整協議会」が設置され、平成12年9月7日に第1回会合が開催された。協議会委員は消費者行政機関、消費者団体、業界団体・自主規制機関、弁護士会、学識経験者、金融当局で構成され、当協会からは生命保険相談室長が委員として就任した。

協会は金融審議会答申や金融トラブル連絡調整協議会の審議を踏まえ、生命保険相談所の機構改革を行うこととし、平成13年4月、生命保険相談所長（会長）からの諮問・相談に応じ、相談所の公正・円滑な運営を図るために勧告・提言等を行う「裁定諮問委員会」を新たに設置し、また、紛争について中立・公正に審理・裁定を行う裁判外紛争処理機関としての「裁定審査会」を設置した。

また、金融トラブル連絡調整協議会の「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援モデル」の決定ならびに「銀行等による保険商品窓口販売の対象商品の拡大等」を踏まえ、生命保険相談所規程を平成14年6月に改正した。

なお、平成20年6月24日に、金融トラブル連絡調整協議会の8年間の取組みを振り返り、「金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度（金融ADR）の整備にかかる今後の課題について」（座長メモ）がとりまとめられた。なお、同メモのとりまとめに当たり、協会は、6月17日に今後の金融ADRのあり方について意見を表明した。

平成20年の金融商品取引法改正案の国会審議において、ADRの更なる拡充に関する附帯決議が衆参両院でなされたことや上記座長メモ等を受けて、平成20年11月、金融審議会金融分科会第一部会・第二部会合同会議が開催され、金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）について審議されることとなった。協会は、11月5日の合同会合に出席し、意見を述べた。12月17日に合同会合報告「金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）のあり方について」がとりまとめられた。

この間の相談・苦情申出件数の推移、および、それを踏まえた生命保険相談所機能の強化の概要であるが、平成9年以降の生命保険会社の破綻の影響により、生命保険相談所への相談・苦情件数は大幅に増加した。平成12年度には3万件を超え、過去最高を記録したことにもない、生命保険相談所では、受付電話・応接スペースの増設、相談員の増員を行った。

平成14年度から15年度にかけては、予定利率引下げに関する保険業法改正案が国会に上程・審議される際、マスコミに大きく取り上げられたため、予定利率についての照会が集中した。

平成17年度には、保険金・給付金不支払問題から、生命保険相談所への申出件数が増加し、その後も高水準で推移した。

なお、協会が新聞等に掲載する意見広告に生命保険相談所の連絡先を継続して掲載していること、協会のホームページで生命保険相談所の機能について閲覧が可能となっていることも相談件数の増加につながっているものと思われる。

## 4. 適切な保険金等の支払管理態勢の確立のための取組み

### 1. 正しい告知を受けるための取組み

平成17（2005）年2月、「告知義務違反」を理由に死亡保険金や給付金が不払いとなった事例

について、保険契約者等から苦情が多く寄せられている状況にあることから、告知に関する検討を行い業界自主ガイドラインの策定等を図るよう金融庁から当協会に対し要請があった。

この要請を受け、協会は、「正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン」および「告知義務違反に詐欺無効規定を適用するにあたっての留意点」という二つのガイドラインをとりまとめ、6月30日に金融庁に報告を行うとともに、同日付で公表した。

ただし、「告知義務違反に詐欺無効規定を適用するにあたっての留意点」については、公表することによって支払基準を一部開示することにつながり、モラルリスクを誘発する懸念があるため、ガイドラインそのものは非公表とした。

## 2. 適切な保険金等の支払管理態勢の確立のための取組み

保険金等の受取人から請求があった場合に迅速かつ適切に保険金等の支払を行うことは、生命保険会社としての基本的な役割を果たし、健全な生命保険事業を運営していくうえで最も重要な問題である。しかしながら、本来支払われるべき保険金等が支払われなかった事例が認められる等、生命保険事業の信頼を損なう事象が発生したことから、平成17（2005）年10月に保険金等支払全般に関して、迅速かつ適切な支払管理態勢の確立および保険契約者等の保護に十全を期するための方策について検討し、業界自主ガイドラインの策定および協会の体制整備の具体策の作成等を図るよう、金融庁から当協会に対し要請があった。

この要請に対し、協会は関係委員会における検討を重ね、「保険金等の支払を適切に行うための対応に関するガイドライン」をとりまとめ、平成18年1月30日に金融庁へ報告を行うとともに2月1日に公表した。また、適切な保険金等の支払管理態勢の確立のための取組みの一環として、協会全体の苦情関係情報の集約化と原因分析をより効果的に行うための横断的な組織として「消費者の声」事務局を1月30日に設置することとあわせ、事務局が実施した分析結果の情報共有化や取組事例等の情報交換等を行う場として、各社の相談担当責任者で構成する相談室連絡会を相談室協議会に改組した。その他、協会では、適切な支払管理態勢の確立に向け、委員の増員等の裁定審査会の機能強化、「ボイスレポート」の定期的発行による苦情関連の情報提供の充実・迅速化等、多岐にわたる施策を実施したが、生命保険各社でもさまざまな取組みが行われた。

平成19年2月1日、金融庁から生命保険全社に対し、「保険金等の支払状況に係る実態把握について」報告徴求命令が発出された。

このような状況を踏まえ、2月の理事会において、「適切な保険金等の支払管理態勢の確立に関する更なる強化」について申し合わせを行った。

4月13日に各社から2月1日の報告徴求命令による金融庁への報告が行われた。翌14日、生命保険会社・協会は保険金等の支払いに関し、おわびとお知らせの新聞広告を出稿した。

その後も、協会は、適切な保険金等の支払いを確保するために、行動規範の全面的な見直し、

自主ガイドラインの見直しとフォロー、生命保険支払専門士試験制度の創設・実施、診断書の標準化・電子化の促進等の対応を行った。

平成20年7月3日、金融庁より、「生命保険会社の保険金等の支払状況に係る実態把握の結果について」、「生命保険会社10社に対する行政処分について」および「保険金等の支払管理態勢等に係る業務改善に向けた一層の取組み、及びその成果の公表等の要請について」が公表され、同日、当協会に対して、生命保険会社の請求案内事務の一層の充実のための取組みについて要請があった。協会は、7月の理事会において、当局からの要請を踏まえ「3. 生命保険協会は、会員各社の請求案内事務の一層の充実に向けて、会員各社における創意工夫を集約・共有化し、必要に応じて自主ガイドラインの作成・拡充の検討を行うなど、一層の改善を促進する取組みを行う」旨を含め、全社一致して取り組むべき事項について申し合わせを行った。あわせて、今回の要請文書の内容を踏まえ、一般委員会より契約サービス委員会に対し、ベストプラクティス共有に向けた各社における取組事例の集約・とりまとめと、請求案内ガイドラインの策定（または支払ガイドラインの改訂）について検討依頼を行った。

その後、今回の要請を踏まえ、契約サービス委員会・企業保険委員会にて「保険金等の請求案内事務に関するガイドライン」および会員各社の好取組事例をとりまとめた「保険金等の請求案内事務に関する好取組事例集」を平成20年11月17日付で策定し、12月の理事会において報告を行った。

## 5. 生命保険制度の健全な運営に向けた取組み

### 1. 生命保険募集人等の教育の充実

協会は、昭和48（1973）年に専業営業職員の育成を目的とした業界共通教育制度を確立した後も、時代の要請にあわせ、適宜、適切に同教育制度を見直してきている。

#### トータル・ライフ・コンサルタント

金融の自由化が急速に進展するなか、顧客の期待する生命保険募集人像は高度な専門知識・FP（ファイナンシャルプランニング）知識に裏打ちされたコンサルティング力を持ち、より多様なニーズに対応できる募集人像に変化してきている。このような背景から、顧客から信頼を得ることができる真の生命保険FP（ファイナンシャルプランナー）の育成を目的に、業界共通教育制度の最高課程である「生命保険大学課程カリキュラム」の全6科目について全面的に改訂し、平成13年度試験より実施した。

あわせて、大学課程全科目に合格し、かつ所属する会社より申請があった者に対して、業務委員会で審査のうえ「トータル・ライフ・コンサルタント」の称号を授与していたが、同称号に新たに「生命保険協会認定FP」という副称号を追加した。

また、生命保険講座についても10科目を8科目に整理・統合し、平成13年度試験より実施し

た。その他、平成11、13、15、16、17年度には、昨今のIT技術の進歩を踏まえ、試験結果や試験申込みのウェブ化など試験事務の合理化・効率化を行った。

### 生命保険仲立人試験

平成8年4月施行の改正保険業法により、新たに保険仲立人（保険ブローカー）制度が設けられた。これにともない、蔵銀第594号通達「保険仲立人の業務運営について」が発出され、保険仲立人の業務遂行能力として、当分の間、当協会が実施する生命保険仲立人試験に合格することが要件とされた。

当協会では、平成8年度から年2回試験を実施してきたが、平成13年度から日本保険仲立人協会が試験を実施することとなり、当協会は、日本保険仲立人協会からの業務委託を受けて、生命保険仲立人試験に関するテキスト・試験問題の作成、採点の業務を行っている。

## 2. 保険商品の販売・広告等における顧客説明等への対応

### 業界自主ガイドラインの策定・改正

保険商品の販売・広告における顧客説明等について、協会は、公正取引委員会や金融庁よりの要望、金融庁の「事務ガイドライン」の改正への対応として、平成15（2003）年10月に「生命保険商品に関する適正表示ガイドライン」を策定し、公表した。平成17年4月に金融庁に設置された「保険商品の販売勧誘のあり方に関する研究チーム」の7月に公表された中間論点整理を受け、平成18年2月に金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」が改正された。これを受け、3月に「契約概要作成ガイドライン」および「注意喚起情報作成ガイドライン」を、平成20年3月に「生命保険商品の募集用の資料等の審査等の体制に関するガイドライン」をそれぞれ策定・公表した。その後も所要の改正を行ってきた。

また、平成19年9月の金融商品取引法の施行にともない、「市場リスクを有する生命保険の募集に関するガイドライン」および「契約締結前交付書面作成ガイドライン」「生命保険商品に関する適正表示ガイドライン」を策定・改正し、公表した。

その他、生命保険会社の破綻により生命保険会社への誹謗中傷が行われるなか、平成14年1月に、生命保険の販売・勧誘に関する消費者からの相談ダイヤルを生命保険相談所に設置した。また、金融庁内に設置された「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」の最終報告書において提起された比較情報の提供サービスを行う自主的な協議会の設置との提言を踏まえ、当協会、日本損害保険協会および外国損害保険協会は、「みんなが主役、保険商品の比較に関する討論会」を平成19年7月から平成20年5月にかけて4回開催した。この討論会において、消費者を中心に業界団体に対し各社商品の情報提供を期待する意見が多く寄せられたことを踏まえ、生命保険商品検索コンテンツ「生命保険かんたんナビ」を平成20年7月に当協会のホームページに掲載した。

### 雇用制度に関する労使協議会

生命保険業界を取り巻く環境の変化にともない、労使協議会における協議内容も大きく様変わりしてきた。すなわち、経営破綻、保険金・給付金の支払問題等を踏まえての生命保険事業の信頼回復に向けた取組みを最重要課題としつつ、営業職員制度の充実・強化、銀行等金融機関による保険募集、郵政民営化への対応、各種消費者保護のためのルールへの対応、生命保険税制の拡充等について協議が重ねられた。

なお、雇用制度に関する労使協議会は昭和50年10月に再開されて以来、平成20年12月17日の会合をもって300回を数えるに至った。

### 3. モラルリスク等への対応

#### 情報交換制度の実施

保険金・給付金の詐取などモラルリスクへの対応として、平成14（2002）年4月に、生命保険業界内の「契約内容登録制度」に登録されている契約情報と全国共済農業協同組合連合会（JA共済）の契約情報を相互に照会する「契約内容照会制度」を創設した。

平成17年1月には、主として保険契約引受時の対策として実施してきた契約内容登録制度（契約内容照会制度）に加え、支払査定時照会制度を創設し、生命保険全社に加え、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）および日本生活協同組合連合会（日本生協連）の3共済団体も参加した。

#### マネー・ローンダリング防止に向けた取組み

平成12年2月の「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の施行にともない、届出の対象となる疑わしい取引が従来の薬物関係だけでなく、犯罪全般に拡大され、協会は、マネー・ローンダリング防止に対する生命保険会社の職員の意識向上を目的に「ハンドブック」および「Q&A」（営業職員向け）を作成した。

平成15年1月の「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」の施行にともない、生命保険会社は本人確認の強化を実施するとともに、協会はポスター（店頭掲示用）およびチラシ（営業職員用）を作成した。

平成20年3月に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が施行され、あわせて、本人確認法の廃止、組織的犯罪処罰法の改正が行われたことから、マネー・ローンダリングの防止のみならず、テロ資金供与の防止も求められている現状にかんがみ、「マネー・ローンダリング対策ハンドブック」については「マネー・ローンダリング／テロ資金供与対策ハンドブック」に名称を変更し、所要の改訂を行った。

## 6. 社会的責任と社会貢献活動の推進

協会は、社会的責任を果たすため、コンプライアンスの推進に向けた取組みや社会貢献活動

を進めてきた。

## 1. 社会的責任（SR）に向けた取組み

### 「行動規範」の見直し等

協会は、生命保険会社やその役職員が、事業経営および業務遂行に当たって遵守すべき原則・基準を定めた行動規範や指針、契約の締結から保険金等の支払いに至る各社の適正な実務の参考に供するガイドライン・指針等を策定してきた。近時、法令遵守・内部統制の強化や利用者保護の徹底・利用者利便の向上に向けた態勢整備の強化が求められるなど、生命保険事業を取り巻く環境が変化したことや、生命保険事業に対する社会的役割・責任の重要性が増していることを受け、平成19（2007）年6月、「生命保険事業における行動規範」等の全面的な見直しを行い、新しい「行動規範」を制定した。

さらに、一層のコンプライアンスの推進を図るため、行動規範の見直しとあわせ、行動規範を「会員各社の事業経営およびその役職員の業務遂行に当たって遵守すべき基本的な事項をとりまとめたもの」と改めて位置づけたほか、指針およびガイドライン等の位置づけや意思決定機関の整理を行った。

### 個人情報保護法への対応

平成17年4月1日からの個人情報保護法の全面施行に先立ち、金融庁では、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」および「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」が定められた。

生命保険業界においては、「財団法人金融情報システムセンター（FISC）」が定めた「金融機関等における個人データ保護のための取扱指針」が大幅に改正されたことを受け、平成11年6月に協会で策定した旧生保指針について、個人情報保護法や金融庁の定めたガイドライン等に則した改定を行うこととした。その結果、平成17年2月、「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針（生保指針）」および別冊として「生命保険業における個人情報保護のための安全管理措置等についての実務指針（生保安全管理実務指針）」を策定した。

また、協会は、平成17年4月、生命保険会社を対象事業者とする個人情報保護法の認定個人情報保護団体の認定を受けた。

### 環境問題への取組み

平成9年12月に先進国および市場経済移行国の温室効果ガス排出の削減目標を定めた京都議定書が採択された。一方、経済界においては、1990年代から日本経済団体連合会を中心に環境と経済の両立を実現する観点から、環境自主行動計画をはじめとした取組みが行われてきた。

生命保険各社においては、これまでも環境問題への取組みを進めてきたが、生命保険事業の社会的責任を遂行するという観点から、生命保険業界として環境問題への取組みを行うこととし、平成18年11月の理事会において、「生命保険業界の環境問題における行動指針」およびそれ



を具体化した「生命保険業界の環境行動計画」を制定し、日本経団連の環境自主行動計画へ参画した。また、平成19年7月には、より一層、生命保険業界の環境問題への取組みを強化するため、業界として本社ビルにおける電力消費量削減の数値目標を設定した。

## 2. 社会貢献活動

### 介護福祉士養成奨学金制度

介護福祉士養成奨学金制度は、平成元（1989）年の介護福祉士養成施設の開講と同時に、各対象校からの推薦を受けて各奨学生に奨学金を支給する形で開始したが、平成11年度に制度の見直しを行い、月ごとの支給額を2万円に縮減する一方、対象校を前年度から40校増やし、より多くの学生に対し支援ができることとした。また、平成14年度以降は支給期間を1年6か月に短縮したうえで、継続運営し、本制度による奨学生は平成19年度までに3,152名に達した。

### 外国人私費留学生奨学金制度

外国人私費留学生奨学金制度（セイホスカラーシップ）は、協会80周年記念事業の一環として平成2年度より実施した。日本経団連の国際交流事業の一つである「国際文化教育交流財団」内に、協会による総額10億円の寄付によって設立された基金の運用益を財源とし、奨学金の支給等を行っているが、平成19年度までに286名の奨学生を採用した。

### 子育て家庭支援団体に対する助成活動

協会では、平成元年以降、介護分野に重点を置いた取組みを行ってきたが、環境の変化にともない、大きな社会問題となっている少子化問題に取り組むこととした。具体的には、子育てをしている保護者等を支援している民間団体・グループ等に対して資金支援を行うこととし、平成17年度以降は介護分野に加え、新たに「子育て家庭支援団体に対する助成活動」を開始した。

### 読み聞かせによる“家族のきずな”推進活動

協会は、平成20年度以降の社会貢献活動の取組み（3ヵ年計画）として、生命保険事業の基盤でもある家族のきずなを深める支えとなる活動を行うことを決定した。活動内容としては、絵本を通じて親子がふれあい、一体感を感じることができる「読み聞かせ」を通じて親子のコミュニケーションの促進を図ることとし、読み聞かせの普及・啓発や環境整備等に取り組む団体等に対して、オリジナル絵本等を作成・寄贈することとした。オリジナル絵本については、協会100周年記念事業として「家族のきずな絵本コンテスト」と題し、平成20年4月1日～7月31日まで、広く作品を公募した。

### 「生命保険協会創立100周年記念シンポジウム」の開催

平成20年7月および9月の理事会において、100周年記念事業として12月5日に「生命保険協会創立100周年記念シンポジウム」を開催することを承認した。「生命保険事業に対する信頼向上に向け、協会や生命保険各社による社会貢献活動への取組姿勢と生命保険の理念について対

外的にアピールし、対内的に意識の醸成を図ること」および「『読み聞かせによる“家族のきずな”推進活動』をはじめとした個別の取組分野に関する情報発信を行い、現在の社会を支えているさまざまな『きずな』について、その重要性に気づき、改めて考える機会を提供すること」を目的としたものである。

なお、本シンポジウムのプログラムとしては、協会の社会貢献活動についての報告や家族のきずな等に関する特別講演に加え、「家族のきずな絵本コンテスト」の表彰式典を開催した。

### 地方CR活動

各地方協会における独自の社会貢献活動として、生命保険業界の営業拠点とマンパワーのネットワークを活用し、地域との良好な関係づくりを目指した「地方CR（Community Relations, 「地域との良好な関係作り」）活動」を展開している。各地方協会では、福祉巡回車の寄贈、献血活動、募金活動、各種ボランティア活動など、それぞれの地域の特色を生かした活動を自主的に計画・実施し、必要に応じて本部協会や会員各社等とも共働しながら、住み良い社会環境づくりに貢献している。

### 3. SR報告書の発行

平成18（2006）年7月の生保協会長所信において、「生命保険協会のSR活動」に重点的に取り組むとともに、協会の活動に関する認知度向上に努めるとの方針を表明した。これを受けて、協会では、諸事業・諸活動について「社会的責任活動」の視点から整理・分析を行い、「社会的責任活動」として積極的にPRすべき事業を「生命保険協会SR報告書2007」としてとりまとめ、平成19年6月の理事会において報告を行った。SR報告書2007については30,000部を作成し、消費者団体、消費者行政、マスコミ、学識経験者、消費者等へ広く配布することにより、協会の諸事業・諸活動の理解促進を図った。

引き続き平成20年6月に発行した「生命保険協会SR報告書2008」では、保険金・給付金の支払いに関する問題に対する1年間の取組内容を特集として取り上げたほか、協会の諸事業・諸活動に関する部分については、消費者からの質問に答えるQ&A方式とするなど、消費者の視点に立った内容とした。

## 7. 生命保険税制の拡充要望と税制の動き

生命保険料の所得控除制度、死亡保険金の相続税非課税制度は、社会政策に合致し、かつ資金の蓄積に資する面のあることから、戦前から認められており、協会はこれら生命保険契約に関する税制措置の存続・拡充について毎年要望活動を継続してきた。

### 1. 生命保険料・個人年金保険料控除制度をめぐる動き

#### 平成13年度税制改正

平成12（2000）年7月、政府税制調査会中期答申「わが国税制の現状と課題 — 21世紀に向け

た国民の参加と選択」が公表され、生命保険料控除について極めて厳しい指摘がなされた。また、8月25日、厚生省より国民年金の保険料未納者・未加入者を個人年金保険料控除の対象から除外するという税制要望が出された。8月27日、厚生省の要望に対し、協会は、強く反対する旨の意見を表明した。

11月中旬以降本格化した自民党税制調査会の審議では、平成13年7月から実施される第三分野の生・損保本体相互参入にともなう同分野における生・損保保険料控除の取扱いが焦点となった。12月13日、自民党税制調査会は、「平成13年度税制改正大綱」をとりまとめ、懸念された生命保険料控除制度に関しては、検討事項とされ「引き続き検討する」こととなり、平成13年度における生命保険料控除制度の取扱いは現状維持となった。

なお、平成13年7月から実施される第三分野の生・損保本体相互参入にともなう第三分野における生・損保保険料控除の取扱いについては、同一商品・同一税制の観点から、第三分野商品を生保型と損保型に分類し、生保型（医療保険・介護保険等）には生命保険料控除、損保型（傷害保険）には損害保険料控除が適用されることとなった。

#### 平成18年度税制改正

平成17年6月21日に政府税制調査会がとりまとめた論点整理のなかで、生命保険料控除制度について「個人住民税においては速やかに整理すべきである」との記載がなされ、これを受け協会は、同日、反対の意見を表明した。12月15日、自民党税制調査会は「平成18年度税制改正大綱」をとりまとめ、同日、与党「平成18年度税制改正大綱」として決定された。生命保険料控除制度に関しては、検討事項とされ、与党大綱に「少子・長寿化が進展する中、いわゆる生損保控除について、従来の制度目的が達成されているとの指摘や年金・医療・介護などの分野における今後の社会保障政策を受けた新たな商品開発の進展等を踏まえ、保険契約者の自助努力を支援するとの観点から、制度のあり方の抜本的見直しを行う」旨記載がなされ、平成18年度における生命保険料控除制度の取扱いは現状維持となった。なお、損害保険業界が要望してきた地震保険料控除制度が創設され、これにともない損害保険料控除制度は廃止されることとなった。

#### 平成19年度税制改正

平成19年度税制改正においては、これまでの生命保険料控除制度に対する厳しい状況も踏まえ、税制改正要望内容の変更を行った。

平成18年9月15日、協会は、平成19年度税制改正に関する要望において、少子高齢化に対応し「公私二本柱の生活保障」を実現すべく、新たな生命保険料控除制度として、遺族・老後・医療・介護保障を対象とした「簡素」で「わかりやすい」汎用的な自助努力支援制度（総合生命保険料控除制度）の創設を重点要望項目に掲げ、この要望実現を関係方面に訴えた。

自民党税制調査会は、11月27日に総会を開催し、平成19年度税制改正の審議がスタートした。

税制改正の焦点は、「減価償却制度」、上場株式等の配当および譲渡益に係る10%の軽減税率の取扱いといった「金融証券税制」であった。

生命保険料控除については、「個人住民税は地域社会の会費としての性格を有することから、政策的控除はむしろ縮減・廃止すべき」との資料が提出されるなど、前年に引き続き、厳しい展開となったが、税調内の議論で反対意見などもあり、結果、現行制度が存置されることとなった。自民党税制調査会は12月14日に「平成19年度税制改正大綱」をとりまとめ、同日、与党「平成19年度税制改正大綱」として決定された。生命保険料控除については、与党大綱の検討事項に「少子・長寿化が進展する中、いわゆる生損保控除について、従来の制度目的が達成されているとの指摘や社会保障制度を補完する新たな商品開発の進展等を踏まえ、保険契約者の自助努力を支援するとの観点から、制度のあり方の抜本的見直しを行う」旨記載され、平成19年度税制改正において現行制度が存置された。

### 平成21年度税制改正

平成20年9月19日、協会は、損保業界など関係業界と要望内容を調整のうえ、平成21年度税制改正に関する要望において、わが国において税・社会保障負担および社会保障給付のあり方の見直しが見込まれるなか、私的保障の役割がますます重要となってきたことから、国民一人ひとりの生活保障ニーズの多様化に対応した制度が必要であり、公私二本柱の生活保障を実現すべく生命保険料控除制度および個人年金保険料控除制度を新たな保険料控除制度に改組することを重点要望項目に掲げ、この実現を関係方面に訴えた。

具体的な要望内容は、「現行の生命保険料控除制度および個人年金保険料控除制度を統合一本化し、遺族・医療・介護・老後保障への多様な国民のニーズに対応し、公的保障と私的保障の相互補完性をより高めていくため、国民が各生活保障を幅広く準備できる自助努力支援制度へ改組すること―生命保険・個人年金保険の年間正味払込保険料の一定割合に対して行う所得控除について、所得税法上の所得控除限度額を15万円、地方税法上の所得控除限度額を7万円とすること」であった。

協会は、意見表明や要望活動に活用するため、生命保険労働組合連合会（生保労連）に、生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会（JAIFA）を加えた3団体共催にて、9月1日から26日の日程で「生命保険料控除制度に関するインターネット・アンケート活動」を実施した。同アンケート結果および「新たな保険料控除制度」への改組の要望について、11月25日から新聞各紙に広告を出稿した。

その後、11月28日に公表された政府税制調査会の「平成21年度の税制改正に関する答申」において生命保険料・個人年金保険料控除制度に関する記載はなかったものの、12月12日に公表された与党の「平成21年度税制改正大綱」において同制度の改組・拡充が明記された。これにより、生命保険料控除制度および個人年金保険料控除制度の抜本的な制度見直しが約四半世紀

ぶりに実現されることとなった。与党大綱において「今後、制度移行にともなう諸課題についてさらに検討を進め、平成22年度改正にて法制上の措置を講ずる」旨記載された。

この与党大綱に対して、同日、協会は意見を表明した。

## 2. 退職年金等積立金に係る特別法人税の取扱い

退職年金等積立金に係る特別法人税については、昭和37（1962）年に課税されて以来、急速に進行する高齢化社会に備え、公的年金を補完する企業年金制度の一層の育成普及を図る観点から、協会はその撤廃について要望活動を展開してきたが、平成10年以降も撤廃に向けた取組みを引き続き行った。

「特別法人税の撤廃」を協会の重点要望項目とした平成11年度税制改正においては、撤廃は認められなかったものの、自民党税制調査会の大綱で「2年間の時限措置として、退職年金等積立金に係る法人税（特別）の適用を停止する」ことが認められた。

その後も、「特別法人税の撤廃」について要望活動を行ってきたが、時限措置が切れる年度において、期限延長という結論が繰り返されてきた。

平成13年度税制改正では、特別法人税の凍結が2年延長され、平成15年度税制改正では、特別法人税の凍結がさらに2年延長された。

平成17年度税制改正においては、要望項目の一つである「特別法人税の撤廃」に関して、日本経団連より「各経済団体・業界団体連名による決議文を取りまとめ今後の要望活動に取り組みたい」との申入れがあり、当協会としてもこれに賛同することとした。最終的には当協会も含め、140団体が決議文に賛同した。平成17年度税制改正では、特別法人税の凍結はさらに3年延長となった。

平成20年度税制改正では、特別法人税の凍結が3年延長された。

## 3. 確定拠出年金制度に係る税制措置

平成13（2001）年6月に確定拠出年金法が成立し、10月に確定拠出年金制度が導入された。

この制度における税制措置は平成12年度税制改正で明らかにされた。同制度の導入に至る前の平成11年9月、協会では、理事会において承認した平成12年度税制改正に関する要望のなかに、重点要望項目として「確定拠出年金制度の導入を図り、税制上の優遇措置を講ずること」を盛り込んでいた。同制度の支援措置については、12月13日に公表された与党「平成12年度税制改正大綱」において、「確定拠出年金法（仮称）による確定拠出年金制度の創設に伴い、同制度の拠出、運用及び給付の各段階について措置を講ずる」旨記載された。

## 8. マーケットの変化と保険商品－少子高齢社会への対応－

### 1. 個人保険分野の動向

#### 概況

この10年間の個人保険の新契約件数の推移は約26%の減少である一方、契約高はほぼ毎年減少し、約47%減少している。これは、死亡保障中心の保険から医療保険や介護保険等の第三分野または個人年金保険など生存保障中心の保険へという顧客ニーズの変化を表わしている。

種類別新契約件数構成比でみると、平成10（1998）年度は医療保険（がん保険を含む）が22.5%だったが、平成19年度では医療保険とがん保険をあわせて、43.9%と大きく伸びた。

これに比べ昭和50年代後半から主力商品であった定期付終身保険は、平成10年度の20.7%から平成19年度には2.9%と大幅に低下した。

変額個人年金保険は、統計数値として把握可能となった平成14年度の16万件から平成19年度の59万件と大きく伸展した。主な要因としては、銀行窓販による提携販売の本格化などが挙げられる。

個人保険の保有契約件数は平成10年代前半までは減少傾向であったが、後半は前年度並みのほぼ現状維持となった。

また、保有契約金額（普通死亡保険金額ベース）は、新契約と同様に平成8年度（1,495兆6,831億円）をピークに減少傾向となっており、平成19年度は979兆4,374億円となった。

#### 個人向け保険商品

少子高齢社会を反映して、自らの老後や病気・介護などに備え、自らが年金や給付金を受け取るために加入する個人年金や医療・介護保険へのニーズの高まりに応え、この10年間に生命保険会社では、商品の開発にさらに力を注いできた。商品改訂または新たに発売された主な商品は以下のとおりである。

変額個人年金保険については、平成14年10月以降、銀行窓販にあわせて、生命保険会社においては変額個人年金商品の開発が進み、保険料一時払いの商品や米国ドル建て等外貨建ての商品などの豊富な商品種類が用意されている。特に、年金原資および死亡給付金等について最低保証のある商品へのニーズが高くなっている。

また、定額個人年金保険においても、外貨建ての商品や市場金利の変動を反映する積立利率変動タイプの商品も新たに発売されている。

医療保険では、解約返戻金をなくし保険料を低く抑える商品、病気やケガによる1日（日帰り）あるいは1泊2日の短期入院から保障のある商品、保険期間中に入院給付金等の支払がなかった場合に契約満了時に無事故給付金が支払われる商品などが開発されている。

また、乳がん、子宮がん、子宮筋腫など女性特有の病気による入院・手術保障を手厚くした女性のための商品、また、5大生活習慣病（悪性新生物、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳

血管疾患）またはこれに肝疾患、腎疾患を加えた7大生活習慣病について給付金が支払われる商品等がある。

がん保険では、がんと診断されると給付金を受け取れるものや、退院後に給付金を受け取れるもの、がんにかかったことのある人でも一定の条件を充たせば契約できる商品、がん診断給付金の支払回数の制限をなくし、がんの再発に対応する商品、契約期間中にがんにならなかった時に無事故給付金がある商品なども発売されている。

無配当のがん保険のなかには、解約返戻金や死亡保険金をなくし、がん保障に特化することで割安な保険料を実現している商品、タバコを吸わない人を対象にした非喫煙割引を導入し保険料を割安とした商品なども登場している。

介護保険では、寝たきり状態等による年金・給付金を受けなかった場合に健康祝金または長寿祝金を受け取れる商品、寝たきりのみでなく食事や排泄等の日常生活動作で一部の介助が必要な状態（いわゆるADL（日常の生活動作）障害状態）に該当した場合まで幅広い介護を一生涯保障する商品なども新たに発売されている。

終身保険などの保険商品では、利率変動型積立終身保険や積立利率変動型終身保険があり、また、収入保障保険などが改訂または新たに発売されている。

## 2. 団体生命保険分野の動向

### 概要

団体生命保険は、主に企業の福利厚生制度における遺族補償制度を担う制度として広く普及しており、社会情勢や顧客ニーズの多様化により団体保険に求められる役割も多様化してきている。例えば、団体信用生命保険においては、身体の障害を原因として就労不能に至った場合を保障するための障害特約が平成3（1991）年10月以降発売され、また、平成5年1月以降、消費者信用市場の拡大にともなう顧客ニーズに応えるために消費者信用団体生命保険が発売されるなど商品の充実が図られた。

また、かつて団体保険の主力商品であった団体定期保険は、全員加入契約（いわゆるAグループ保険）と任意加入契約（いわゆるBグループ保険）が単一の商品として販売されてきたが、従来のAグループ保険では、遺族補償部分と付随的に発生する企業の経済的損失部分が明確でなく、保険金の帰属をめぐる社会問題化したこと等を踏まえ、団体定期保険とは分離・独立し、保険目的の一層の明確化・透明化を図った総合福祉団体定期保険が平成8年11月以降販売された。これにともない、従来のAグループ保険の販売は停止され、総合福祉団体定期保険<sup>(注)</sup>へ切り替えが進むこととなった。

(注) 遺族補償を目的とする「主契約」、企業の経済的損失に備えるための「ヒューマン・ヴァリュー特約」、および不慮の事故を原因とする障害・入院保障を目的とする「災害総合保障特約」から構成されている。

### 「消費者信用団体生命保険」問題への対応

平成18年ごろより、債務者が知らないうちに消費者信用団体生命保険の被保険者になっている、比較的少額で短期の貸付債権回収のために保険が不当に利用されているといった指摘等の社会的批判が起こった。また、平成18年9月15日、金融庁より当協会に対し、消費者信用団体生命保険への加入時の同意の取り方、保険金等の支払時の遺族等への確認の取り方等を内容とする業界自主ガイドラインの策定について要請があった。これらを受け協会では、企業保険委員会を中心に外部の有識者等の意見も踏まえながら検討を行い、9月29日付にて「消費者信用団体生命保険の実務運営に関するガイドライン」を策定し、公表した。

また、協会はガイドラインの策定に加え、10月10日には、全国貸金業協会連合会に対し、ガイドラインに沿った取組みへの理解および会員各社に対する積極的な取組みの促進についての申入れを行った。

さらに消費者の理解促進を図るべく、10月12日より、協会のホームページに消費者信用団体生命保険専用ページを設置するとともに、生命保険相談所において専門知識を有する相談員が対応する体制整備等、相談対応の強化を図った。

また、平成18年12月20日「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（貸金業法）」が公布され、一部の規定を除き平成19年12月19日から施行された。

同改正法では、行為規制の整備の一つとして生命保険契約の締結に係る制限規定が設けられるとともに、生命保険契約に係る同意前の書面の交付等が規定された。

### 住宅金融支援機構団体信用生命保険の動向

昭和55年10月1日に、財団法人公庫住宅融資保証協会を契約者および保険金受取人とし、住宅金融公庫融資利用者を被保険者とする公庫団体信用生命保険特約制度が発足したが、平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」により、公庫は、平成14年度から（直接）融資業務を段階的に縮小し、5年以内に廃止されることが決定された。この合理化計画の趣旨を踏まえ、平成15年10月に民間住宅ローン債権の証券化支援事業が開始され、直接融資に代わり、当該証券化支援事業が公庫の主要業務として位置づけられることになった。

また、平成19年4月1日付で公庫および保証協会の権利義務が、新たに設立された独立行政法人住宅金融支援機構に承継されたことにともない、本団信制度の契約者および保険金受取人は機構となり、公庫団信制度は機構団信制度に改称された。

前記の環境変化にともない、機構団信制度の保有契約高は、制度創設21年目の平成12年度の62兆円をピークに平成14年度以降急速に減少を続け、平成19年度は34兆円となった。

なお、団体信用生命保険契約の共同引受会社は、制度発足時協会加盟22社によりスタートし、平成20年3月末現在25社となった。



### 3. 企業年金保険分野の動向

#### 概要

バブル経済の崩壊以降の株価低迷・低金利のため運用環境は厳しくなり、企業年金の資産運用は、多くの企業年金が採用していた5.5%の予定利率を達成することができなくなった。こうした運用環境の悪化により日本の企業年金では巨額の積立不足が発生したことから、平成13年3月期から導入された退職給付会計基準では、退職一時金や企業年金を含めた退職給付債務の開示が義務づけられ、積立不足については退職給付引当金として貸借対照表への計上が義務づけられた。

厚生年金基金でも巨額の積立不足が発生し、加えて厚生年金の一部を国に代わって運営する代行部分の積立不足も抱えていた。退職給付会計では、代行部分も含めた積立不足を開示する必要があったため、企業にとっては余分な積立不足である代行返上論が高まっていった。

このような代行返上論に加え、受給権保護の観点からも新たな企業年金法の制定が検討され、「積立義務」「受託者責任の明確化」「情報開示」等受給権保護のための措置が取られた確定給付企業年金法が平成13年6月に公布され、平成14年4月より施行された。

同法の施行により受給権保護の薄い適格退職年金は平成24年3月をもって廃止とされ、厚生年金基金については、代行を行わない確定給付企業年金への移行が認められた。

さらに、この確定給付企業年金法の施行から半年遡る平成13年10月には、雇用の流動化や企業の従業員等の老後の所得保障に関する自助努力を支援するという観点から確定拠出年金法が施行された。

#### 確定拠出年金制度の創設

厚生年金基金や確定給付企業年金が、加入した期間や給与等にもとづいてあらかじめ給付額が定められている確定給付型年金と呼ばれているのに対し、確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用益との合計額をもとに給付額が決定される年金であり、いわゆる日本版401kとも呼ばれている。

平成13年6月22日、企業または個人が拠出した資金を原資として個人が自己責任で運用する確定拠出年金の創設を図る確定拠出年金法が成立した。7月23日には確定拠出年金法施行令が公布され、10月1日に施行された。

企業が掛金を拠出する企業型と加入者が掛金を拠出する個人型のそれぞれの規約や、加入者一人当りの拠出限度額<sup>(注)</sup>が以下のとおり定められた。

#### <企業型>

企業年金制度等を実施している企業に勤める者……月額2万3千円（年額27万6千円）

企業年金制度等を実施していない企業に勤める者…月額4万6千円（年額55万2千円）

#### <個人型>

企業年金制度等・企業年金を実施していない企業に勤める者

……月額1万8千円（年額21万6千円）

国民年金の第1号被保険者（国民年金基金の掛金と合算）

……月額6万8千円（年額81万6千円）

生命保険各社は、確定拠出年金事業参入のため平成13年10月1日から確定拠出年金制度向け商品を発売した。

（注）平成16年10月1日から記載の額に引き上げられた。

### 確定給付企業年金制度の創設

本格的な高齢社会の到来を控え、公的年金を土台としつつ、老後の備えに対する自主的な努力を支援していく目的から、確定拠出年金制度の創設とあわせて、確定給付型の企業年金制度が創設された。確定給付企業年金法は平成13年6月に公布され、平成14年4月1日に施行されたが、その趣旨は、受給権保護等を図る観点から、労使の自主性を尊重しつつ、統一的な枠組みのもとに必要な制度整備を行うというものであった。

運営方式としては、労使が合意した年金規約にもとづき、生命保険会社・信託銀行等の外部機関で年金資産を管理・運用し、年金給付を行う「規約型」と母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立したうえで、その企業年金基金において年金資産を管理・運用し、年金給付を行う「基金型」の二方式がある。

生命保険各社は、確定給付企業年金制度向け商品として、「規約型」および「基金型」のいずれも対応可能な確定給付企業年金保険を開発し、平成14年4月1日から発売した。また、適格退職年金および厚生年金基金からの移行も対応可能である。

## 4. 財形保険分野の動向

勤労者世帯の家計動向では、勤労者世帯の家計収入（実収入）が平成15年には1世帯当たり1か月平均524,542円で、平成10（1998）年以来6年連続減少となった。内訳をみると、世帯主の臨時収入・賞与、定期収入等の減少幅が大きく、平成9年（595,214円）との比較では、11.9%の減少となっている。

このように勤労者を取り巻く雇用情勢の変化、勤労者世帯における家計の減少傾向という変化にともない、財形制度の利用者数は伸び悩んでいる。生命保険会社の平成19年度の契約件数・資産残高は、一般財形保険が469,384件、9,306億円、財形年金保険が246,292件、5,726億円、財形住宅保険が75,014件、2,068億円となっている。契約件数は平成10年以降一貫して減少し続け、貯蓄残高も一般財形・財形年金は平成12年をピークに、財形住宅は平成11年をピークに減少傾向にある。

こうした状況を背景に財形制度では、制度の改善を図るべく以下の改正が実施された。

・平成10年には、財形法施行令の一部改正等により、①財形住宅の増改築の適格払出しにおけ

- る工事費用要件の緩和、②財産形成貯蓄活用給付金の支払期限の設定等の改正が行われた。
- ・平成11年には、財形法施行令の一部改正等により、転職した場合等における財形貯蓄契約等に係る預替えの制度に、新たに①財形貯蓄機関が業務を廃止した場合の預替え等を加える、②財形持家融資のうち雇用促進事業団の行う転貸貸付および住宅金融公庫の行う直接貸付に係る貸付利率の設定方法を変更する、③財形持家融資のうち転貸貸付および直接貸付の償還期間を延長する等の改正が行われた。また、財形住宅の払出理由となる住宅の要件の緩和等財形法施行規則の一部も改正された。
  - ・平成12年には、金融情勢の変化に対応し、①財形年金契約にもとづく年金の支払額について、利回りの低下により年金支払期間が短縮されることとなる場合に変更することができる、②解約の場合における一般財形契約に係る預替えの要件を緩和する、③勤労者の持家取得の一層の促進に資するため、財形持家融資に係る貸付金の償還期間を延長する、④中小企業勤労者の既存住宅の購入に係る特例措置の対象住宅の要件を見直す等の改正が行われた。
  - ・平成13年には、勤労者の住宅に対する需要の多様化に対応するため、平成13年度予算の成立にあわせ、①多目的住宅融資の対象住宅の範囲の拡大、②財形持家融資等の貸付利率の改定、③財形教育融資の償還期間の延長の改正が行われた。
  - ・平成14年には、①財形住宅の適格払出しの範囲の拡大、②中小企業勤労者特別利子補給制度の延長制度の継続、③既存住宅に係る財形持家融資の貸付金の償還の延長、④財形持家融資返済困難者に係る特例措置の延長、⑤財形教育融資返済困難者に係る特例措置の延長等の改正がなされた。
  - ・平成16年には、一般財形契約、財形年金契約または財形住宅契約を締結している勤労者が転職等をした場合に、失業期間が1年を超える時であっても異動先で財産形成貯蓄契約等を継続することができるよう改正が行われた。
  - ・平成17年には、新たな住宅政策として良質な中古住宅の流通の促進を重視することとされたことにともない、財形住宅契約にもとづき持家を取得する際、利子所得等が非課税とされる払出しの対象となる住宅の要件のうち、既存住宅に係る要件が拡充された。
  - ・平成19年には、利用実績が低調であった助成事業、持家分譲融資、多目的住宅融資および共同社宅住宅融資が廃止となった。また、財産形成住宅融資に係る一般利子補給業務についても、低金利の状況や利用実績の低迷から廃止となった。

##### 5. 心身障害者扶養者生命保険の動向

心身障害者扶養保険制度については、昭和45（1970）年の制度発足後、制度の健全性を確保するため、昭和54年、昭和61年および平成8年の3度にわたり改正が行われてきた。

平成8年の改正以降、運用利回りの低下や障害者の平均寿命の伸長が生ずるとともに、財政

的に必要な保険料の引上げを行わなかったことにより、将来の年金の支払いを確実に行えないおそれが生じてきた。

そのため、平成18年1月に、当協会から制度見直しへの働きかけを行ったことを契機に、厚生労働省および福祉医療機構との間で制度改正に向けた検討が行われた。

厚生労働省は、平成19年3月に外部有識者などをメンバーとする「心身障害者扶養保険検討委員会」を設置し、扶養保険制度の安定的な運営を図るための方策について検討を行い、その結果を「心身障害者扶養保険検討委員会報告書」（9月25日付）としてとりまとめた。

その後、同報告書を踏まえ、厚生労働省ならびに独立行政法人福祉医療機構、地方公共団体との協議の結果、心身障害者扶養保険制度については、平成20年4月1日より概要以下のとおり運営することとされた。

- ①現行の月額2万円の年金給付額を維持するため、新規加入者の保険金額を引き上げる（年金給付に不足する分は、公費投入により対応）
- ②予定利率を引き下げ、保険料につき適正水準に設定（引き続き、付加保険料は徴収しない）。
- ③特別給付金（弔慰金）および脱退一時金引き上げ
- ④公費による財政支援の延長
- ⑤毎年度財政の健全性を検証し、少なくとも5年ごとに保険料水準等について適宜適切な見直しを行う。

## 9. 国際化への対応

### 1. 外資系生命保険会社の新規参入

平成10（1998）年4月以降この10年間に於いて、外資系生命保険会社は、新たにマニユライフ・センチュリー生命（現在のマニユライフ生命）、カーディフ生命（支店形態）、エトナ・ヘイワ生命（現在のマスマニユチュアル生命）、ハートフォード生命、エイアイジー・スター生命、ジブラルタ生命、クレディ・アグリコル生命、アリアンツ生命の8社が日本市場への参入を果たした。

- ・マニユライフ生命は、平成11年3月マニユライフ・センチュリー生命として、カナダのマニユライフグループが第百生命の営業権を譲受け、日本法人として営業を開始した。平成13年4月第百生命の保険契約の包括移転を完了し、同年9月に社名をマニユライフ生命に改称した。
- ・カーディフ生命は、平成12年3月フランスの大手金融グループBNPパリバグループの保険部門であるカーディフ・アシユアランス・ヴィが日本支店として開設、同年5月より営業を開始した。
- ・マスマニユチュアル生命は、平成12年4月エトナ・ヘイワ生命として、平和生命が米国エト

- ナ生命と資本提携し社名変更して発足した。その後、マスミューチュアル・フィナンシャル・グループが95%超の株式を取得し、平成13年12月マスミューチュアル生命に改称した。
- ・ハートフォード生命は、米国の大手保険・金融サービス会社であるハートフォードが全額出資した日本法人として、平成12年12月より営業を開始した。
- ・エイアイジー・スター生命は、経営破綻した千代田生命が更生計画にもとづき米国AIGグループから株式の払込みを受けて株式会社への組織変更を行うとともに、エイアイジー・スター生命に社名変更し、平成13年4月より営業を開始した。
- ・ジブラルタ生命は、経営破綻した協栄生命が更生計画にもとづき米国大手金融サービス会社であるプルデンシャル社からの支援を受けて社名変更し、平成13年4月より営業を開始した。
- ・クレディ・アグリコル生命は、フランスの大手総合金融グループであるクレディ・アグリコル・エス・エーが全額出資した日本法人として、平成19年11月より営業を開始した。
- ・アリアンツ生命は、ドイツで設立され世界各国に保険・金融サービスを提供しているアリアンツグループのアリアンツエスイーが全額出資した日本法人として、平成20年4月より営業を開始した。

平成20年12月1日現在、わが国の生命保険会社は46社であり、そのうち外資系生命保険会社は17社で、うち日本法人の形態（外資50%以上）の会社が13社、支店形態の会社が4社である。国別の進出状況を見ると、米国8社、英国1社、フランス4社、ドイツ1社、オランダ1社、スイス1社、カナダ1社となっている。

## 2. 保険監督者国際機構（IAIS）の動向

保険監督者国際機構（IAIS）は、平成6（1994）年に設立された世界の約140か国、約190の管轄区域の保険規制者および保険監督者で構成する国際機関であり、日本では、金融庁が正式メンバーとなっている。

IAISは、国際保険監督基準の策定を行っており、保険監督、ソルベンシー制度、ディスクロージャー制度等について基準・原則を公表し、保険監督者の監督行政の参考に資するとともに、加盟国（特に新興市場国）における保険制度確立の支援を行っている。平成9年には「保険監督原則」が完成したが、これは各国の保険監督官が自国の保険制度を改正する際に参考とするガイドラインとしての意味合いが強かった。平成11年には、「金融安定化フォーラム（FSF）」が結成され、同フォーラムは健全な金融システムを維持するための国際基準の策定が必要な分野として12項目を挙げ、保険に関する国際基準はIAISが設定することとされた。同年、これらの国際基準を各国が遵守しているかどうかを評価する「金融セクター評価プログラム（FSAP）」が開始された。

また、平成12年には、「保険監督原則」を原型に「保険基本原則」が採択され、同時に評価の

判断基準として「方法論」が採択された。その後、平成15年に「保険基本原則」は大幅に改定され、28項目からなる本格的な整備が行われた。

当協会は、平成13年4月にオブザーバーとしての加盟申請を行い、平成14年1月のIAIS総会において承認を得たが、IAISあてに種々意見書を提出している。

### 3. 国際会計基準審議会（IASB）の動向

1990年代以降、会計基準の国際的統一に向けた動きが進展するなかで、保険分野においても国際基準作りの取組みが始まった。

平成9年、9か国の職業会計士団体により設立された国際会計基準委員会（IASC）は保険起草委員会（ISC）を発足させ、保険の国際会計基準を策定するための議論が開始され、日本からもメンバー等が参加し、議論に加わった。

平成13年4月、IASCは各国の会計基準設定主体を含む組織である国際会計基準審議会（IASB）に改組された。同年6月、ISCは第10回会合をもって収束し、検討のとりまとめは事務局で進められ、会計基準のもととなる「原則書草案」の形でIASBに順次報告され、IASBのホームページにおいて公表された。その後、ISCに代わる実務家・専門家による保険会計の検討組織として保険アドバイザー・コミッティが設置されたことから、当協会からも委員を派遣した。平成14年4月開催の保険アドバイザー・コミッティの第1回会合における検討を踏まえ、同年5月のIASB理事会において、EUが平成17年から欧州の上場企業の連結財務諸表に国際財務報告基準（IFRS）を強制適用することへの対応として、保険契約に関する会計基準については、平成17年から適用する暫定基準（フェーズⅠ）と平成19年から適用する恒久基準（フェーズⅡ）に分けて検討することが決定された。平成16年3月、IASBからIFRS4「保険契約」のフェーズⅠが公表され、平成17年から適用される予定であったIFRSについては、EU域外企業に対しては適用時期が平成19年に延期されることとなった。

一方、日本における国際会計基準の統合化に向けた動きについては、平成16年7月、IFRSと日本基準との統合化プロジェクトを推進することがIASBから企業会計基準委員会（ASBJ）に対して提案され、平成17年1月に統合化プロジェクトの進め方に関する合意が公表された。また、平成18年3月のASBJとIAIS第3回会合において、IASBからの統合加速化の提案について合意した。平成19年8月8日、ASBJとIAISは、平成23年6月30日までに日本基準と国際的基準との相違をなくすことに合意（東京合意）した旨公表した。

協会は、ASBJの国際対応専門委員会や保険会計WGに働きかけを行うとともに、IASBに対し意見を提出するなどの対応を行っている。

## 10. 資産運用等をめぐる対応

### 1. 株式価値向上に向けた取組み

協会は、昭和49（1974）年度以降、株主・投資家の立場から、株式発行企業による株式価値向上に向けた取組みについて、継続的に調査を実施し、発表・要望等を行っている。これは、企業が株主重視の経営を実践するに際しては、持続的な利益成長と適正な株主還元を通じて株式価値の増大を図り、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組むことが重要であること、また、企業のさらなる変革を促して株式市場の活性化につなげたいとの観点から実施しているものである。

調査と要望等を長期間継続することにより、わが国における有価証券の投資魅力を高め市場の健全な発展に資する一翼を担い、その結果、保険契約者の負託に応えるという責務をあわせて果たしている。

### 2. 不良債権問題への取組み

いわゆるバブル期においては、金融機関等の積極的な貸出を背景に、企業等を中心に不動産や株式に対する投機的な投資が行われた。バブル経済の崩壊後、地価や株価の暴落は企業等の保有する資産価値を著しく引き下げ、また景気の低迷化は企業等の収益の悪化をもたらした。資産価値の下落と収益の悪化は企業等の返済能力を低下させ、深刻な過剰債務問題を引き起こし、同時に、金融機関等に多額の不良債権が発生して問題化した。

協会は、平成4（1992）年12月に公表された「金融制度調査会ディスクロージャー作業部会中間報告」を受けて、都市銀行・長期信用銀行・信託銀行と同様、生命保険会社の不良債権の額（「破綻先債権額」「延滞債権額（6か月以上の延滞）」）を4年度分から公表した。

その後、幾多の検討を踏まえて、平成9年度からは、リスク管理債権額として「破綻先債権額」「延滞債権額」「3か月以上延滞債権額」「貸出条件緩和債権額」として開示している。

平成10年度のリスク管理債権額は1兆3,339億円で、貸付金に対する占率は2.26%であったが、生命保険各社の経営努力により平成19年度はそれぞれ1,885億円、0.55%に減少した。

### 3. 生命保険会社における証券業務への取組み

生命保険各社の証券業務は、平成6年4月の日本証券業協会（日証協）加入当時は国債窓販業務で始まった。その後、平成8年4月から施行された改正保険業法で保険会社に公共債のディーリング業務等が認められ、平成9年6月の証券取引審議会報告を受けての投資信託の販売チャネルの拡大、平成10年12月の金融システム改革法の施行にともなう投資信託の窓口販売など、生命保険会社によって取扱業務は異なるものの、私募の取扱業務、資産金融型有価証券業務、公共債ディーリング業務、先物取次業務、元引受け業務および投資信託窓販業務等まで認可を受けて拡大してきた。しかし、平成12年以降になると国債窓販業務、私募の取扱業務および資産金融型有価証券業務等を廃止して投資信託窓販業務に絞るなど、生命保険会社の証券業

務の縮小傾向が目立つようになってきたため、当協会が日本証券業協会から証券業務を受託している意義が薄れてきた。一方、他の金融業界団体でも、全国地方銀行協会および全国信用金庫協会は平成18年度に監査業務を返上した。

このような状況のもと、当協会は、平成18年11月の理事会において「日本証券業協会に対し、平成19年3月末をもって受託業務の全面返上を申し入れ、当協会事務局組織の改編を行う」ことについて承認し、平成19年3月、日証協に承認された結果、平成18年度をもって受託業務を全面的に返上した。

## 11. 簡保・郵政民営化への対応

### 1. 郵政公社設置に向けた動きと対応

郵政公社化に向けては、平成13（2001）年5月31日、内閣総理大臣により「郵政三事業の在り方について考える懇談会」が、8月7日、総務大臣により「郵政事業の公社化に関する研究会」がそれぞれ設置され、制度の具体的あり方等について検討が進められてきた。

協会は、上記の懇談会、研究会の中間報告書、最終報告書の公表、ヒアリング等の時点で、「自由かつ公平な市場経済ならびに生命保険事業の健全な発展を図る観点から、簡易保険事業の在り方について、縮小・廃止もしくは民間生命保険会社との競争条件を整備したうえでの民営化といった抜本的な見直しが必要である」旨、繰り返し主張した。また、郵政公社が平成15年に設置されることを踏まえ、平成13年9月21日、協会は、簡易保険事業のあり方に関する業界の意見をまとめたパンフレット「肥大化する簡易保険事業の抜本的な見直しを!!」を作成し、関係方面に配布した。

このような協会の諸活動にもかかわらず、平成14年7月24日、日本郵政公社法および改正簡易保険法が成立したことから、協会は同日、「簡易保険事業のさらなる肥大化が強く懸念される結果となっており、問題はきわめて大きいと言わざるを得ない」旨の意見を表明した。

日本郵政公社は、平成15年4月1日に設立された。その設立に当たって、協会を含む11団体で構成する「郵貯・簡保問題に関する金融団体連絡協議会」は、「『官業』の特典を有したまま日本郵政公社に移行された郵貯・簡保事業については、『民間でできるものは民間に委ねる』との基本原則に則り、国民経済的観点から、廃止もしくは民間金融機関との間の公平・公正な競争条件を確保したうえでの分割・民営化による抜本的な改革を早急に行うべきである」等を内容とする共同意見書を発表した。

平成15年9月17日、日本郵政公社は終身保険の新商品を含む商品改定を行う旨を発表した。協会は同日、「日本郵政公社が持つ官業ゆえの様々な特典を軽減する措置が何ら講じられていない中で、さらに競争を激化させ、民業を圧迫するような商品改定は容認できないこと、特に終身保険の新商品については、民間生命保険会社の多くが主力商品としている定期保険特約付終身



保険と直接競合する商品であり、民間生命保険会社の経営に重大な影響を及ぼしかねないことから、断固反対である」旨の意見を表明した。しかしながら、11月14日、総務大臣は商品認可を行い、協会は認可後も日本郵政公社に対し商品販売の自粛を求める等の対応をおこなったが、同商品は平成16年1月より販売が開始された。

## 2. 郵政民営化への対応

経済財政諮問会議は、平成15年9月以降、日本郵政公社の民営化に向けた検討を行ってきたが、平成16年8月31日、「郵政民営化の基本方針（素案）」を公表し、9月10日、「郵政民営化の基本方針」として閣議決定された。

これに対し、協会は、「本日閣議決定された基本方針では、競争条件の完全な同一化が図られない懸念が多く残る内容となっている」との意見を表明した。

平成17年10月14日、郵政民営化関連法が成立した。これに対し、協会は、「今般の、郵政民営化関連法では、郵政保険会社について最終的な民営化時点で保険業法を完全に適用するなど、競争条件を同一化するための方策が講じられることになっているが、今後、適切なプロセスを経て、公正かつ健全な民間生命保険会社へと変革していくことが重要である」と考える旨の意見を表明した。

また、平成18年12月20日、郵政民営化委員会において「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見（案）」が了承され、12月22日付でパブリックコメント手続に付された。これに対し、協会は、平成19年1月30日、「郵政民営化法で規定されている『対等な競争条件の確保』等の観点から、政府出資等の政府関与によって生じる“政府サポートに対する期待”といった競争上の優位性の解消がなされるまでは『新規業務』が認められるべきではないと考える」旨の意見を提出した。

また、協会は、平成19年2月20日に開催された委員会に出席し、「明示的な政府出資が残る間は、公正な競争条件が確保されないため、新規業務は認められるべきではない」旨要望した。2月27日、郵政民営化委員会は、パブリックコメントに対し各方面から提出された意見に対する考え方を公表した。そのなかで、「『暗黙の政府保証』が残存するというパーセプションは、加入者等の誤解であり、その誤解が存在する恐れがあるからといって、いっさいの新規業務の準備を先送りさせることは適当ではない」との見解が示された。

日本郵政公社の民営化にともない、同公社より平成19年10月からの郵便保険会社の営業開始のため、協会の「生命保険募集人登録制度・システム」などを利用したいとの申出があった。これを受け、協会は、募集人登録システムの開発および通常の一般課程試験とは別枠での特別試験の実施などの対応を行うこととした。

協会は、郵便保険会社から入会申込みがあった場合の対応として、平成18年6月の理事会において、権利・義務を一部制限した「特別会員制度」を創設することについて承認した。

その後、郵便保険会社は平成19年10月1日に「株式会社かんぽ生命保険」として営業を開始し、同日、特別会員として協会に加入した。

### 3. 民営化後のかんぽ生命の動向

平成19年11月26日、かんぽ生命は、内閣総理大臣（金融庁長官）および総務大臣に対して、法人向け商品の受託販売および入院特約の見直しを内容とする新規業務について認可申請を行った。これを受け、翌27日、両大臣から郵政民営化委員会に対して、この認可申請に関して意見を求められたことから同委員会は関係者からのヒアリングおよび意見募集を行った。

協会は、12月20日開催された委員会に出席し、「入院特約の見直しについては、とりわけ適切な態勢整備が重要になる。給付件数、金額の増加に備えるリスク管理態勢や支払管理態勢の充実が必要である」等の意見を述べた。

委員会は、その後、意見募集の結果を踏まえた議論を行い、委員会の意見を平成20年2月22日にとりまとめ、両大臣あてに提出、申請された業務については4月18日に認可され、法人向け商品の受託販売は6月から、入院特約の販売は7月から開始された。

## 12. 関連する重要事項等の動き

### 1. 商法（保険法）改正の動向

現行の保険法を収めている商法は、明治32（1899）年に制定され、保険法部分はそれ以来実質的な改正を受けていないことから、100年振りの大改正が行われることになった。

#### 法制審議会保険法部会の審議状況

平成18年9月6日、法制審議会第150回総会が開催され、法務大臣から新たに発せられた保険法の見直しに関する諮問については新設の保険法部会に付託して審議することとされ、部会から報告を受けた後、改めて総会において審議することとされた。

11月1日、第1回保険法部会が開催され、部会長に山下友信東京大学教授を互選し、保険法の現代化に関する検討事項として、現代化の基本方針、保険契約の意義および各保険契約に共通の事項（遡及保険、保険証券、第三者のためにする保険契約、いわゆる告知義務違反による解除等）について審議が行われた。その後、平成19年8月8日までに計14回の審議を重ね、「保険法の見直しに関する中間試案」がとりまとめられ、8月14日に公表され、1か月にわたってパブリックコメント手続に付された。9月14日、協会は、中間試案に対する意見をとりまとめ、法務省あてに意見を提出した。

その後も、部会における審議は継続し、平成20年1月16日に「保険法の見直しに関する要綱案」がとりまとめられた。

内閣は、商法第2編第10章に規定されている保険契約に関するルールを削除し、新たに単行法化する「保険法案」と「保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」を平成20年3

月4日の閣議において決定し、5日に同法案を第169回通常国会に提出した。

保険法等は、国会での審議を経て、6月6日に公布され、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされた。

## 2. 保険計理に関する動向

### 「生命保険会社の保険計理人の実務基準」の見直しについて

平成11（1999）年12月、金融審議会第二部会により「保険会社のリスク管理と倒産法制の整備 中間とりまとめ」が公表され、さらに「保険会社の財務面の監督上の措置の見直しについて」のパブリックコメントの結果を受けて、平成12年2月に①ソルベンシー・マージン基準の見直し、②標準責任準備金制度の見直し、③相互保険会社の社員配当に係る規制の見直しの総理府令・大蔵省令および告示が公布された。

これらに対応すべく、社団法人日本アクチュアリー会は、①将来収支分析のシナリオの明確化・精緻化・手法の厳格化を軸に責任準備金の適正性確認の方法の明確化・精緻化、および②追加責任準備金を積み立てないとした場合の経営改善計画のチェック・保険計理人の提言する経営改善計画の具体化の在り方の見直しを行い、また③事業継続困難である旨の申出義務の基準の確認方法を新たに設ける等、「生命保険会社の保険計理人の実務基準（平成8年12月制定）」の改正を平成13年3月に行った。

これらの対応は、保険計理人の意見書の信頼性を増すとともに法令・告示等の改正、会計基準の改正、保険数理やコンピューター技術の進歩、保険事業環境の変化などにともない、随時、必要に応じて改定を行う趣旨に沿うものであった。同実務基準は、その後も適宜改正が行われている。

### 変額年金保険等の最低保証リスクに係る責任準備金の積立ルールの整備について

平成16（2004）年2月の金融審議会金融分科会第二部会保険の基本問題に関するワーキング・グループで、変額年金保険等に関する責任準備金の積立ルールの整備の必要について合意がなされた。これを受け金融庁では、「変額年金保険等の最低保証リスクに係る責任準備金の積立等に関する内閣府令等」がとりまとめられ、平成17年4月より施行された。同内閣府令等では、変額年金保険等は一般的に死亡時または年金開始時に元本相当の最低保証が付されていることから、それに対応した適切な責任準備金の積立等が行われるようにルール化された。また、ソルベンシー・マージン基準についても最低保証リスクのリスク量を責任準備金の積立ルールと整合的になるように設定し、それに見合うソルベンシーの確保を求めることとされた。

### 第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等について

平成16（2004）年12月、金融庁により公表された「金融改革プログラム」において、保険会社のリスク管理の高度化として、新しい保険商品に係る責任準備金積立ルールや事後検証の

枠組み等の整備が、取り組むべき項目の一つとして掲げられた。これを受け、平成17年2月に金融庁に設置された「第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等に関する検討チーム」において検討が行われ、6月に「第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等について」がとりまとめられ、公表された。これにもとづき、金融庁において、平成18年4月に第三分野保障の不確実性への対応として、「ストレステスト・負債十分性テストの実施」「開示」「当局のオフサイトモニタリング」「基礎率変更権の実効性の確保」「保険計理人の機能強化」「再保険の適切性の確保」について、ルール整備が行われた。

#### 標準生命表の改訂について

平成18（2006）年9月、日本アクチュアリー会は、高齢世代を中心とする経験死亡率の改善状況を踏まえ「生保標準生命表2007（死亡率保険用）」、「生保標準生命表2007（年金開始後用）」および「第三分野標準生命表2007」を作成し、金融庁に提出した。これを受け、金融庁において、大蔵省告示の一部改正等が行われ、いずれも平成19年4月1日以降締結する保険契約から適用することとされた。

#### ソルベンシー・マージン比率の算出基準の見直しについて

ソルベンシー・マージン比率は、平成8年4月の保険業法改正の際に導入され、保険会社は平成9年度決算から数値を公表しており、平成12年度決算では金融商品の時価会計の導入などを踏まえてその計算基準が見直され、さらに平成13年度決算からは同比率に加え、算出根拠となる分子・分母の内訳を開示することとされた。

同比率については、平成16年12月に金融庁から公表された「金融改革プログラム」で検討課題の一つとされ、平成18年11月に学識経験者等からなる「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム」が設置され、検討が重ねられた。検討チームにおいては、同比率の算出基準のみならず、ソルベンシー評価の在り方、保険会社のリスク管理の高度化、消費者等に対する周知の在り方なども含めて包括的、網羅的な検討が行われ、そのとりまとめ内容が、平成19年4月に「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」として公表された。そのなかで短期的な取組みとして示されているリスク係数などの見直しについて、平成20年2月に金融庁より「ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子（案）」が公表された。

### 3. 協会のその他の諸活動

#### 生保共同センターの業務展開

生保共同センター（Life Insurance Network Center：LINC）とは、生命保険業界が昭和61（1986）年5月に設立した共同システム処理機構、いわゆる生保VAN（Value Added Network：付加価値通信網）のことである。

当時、金融の自由化・国際化、エレクトロニクス化の進展および高齢化社会への展望等を踏まえて生命保険事業のあり方も大きく変貌し、生命保険各社が顧客サービスの充実、業務の簡

素化・効率化を進めるとともに、さまざまな情報やデータを経営に活かすシステム化・ネットワーク化を推進していくことを目的に、業界共通インフラとして協会内に構築した。

LINCの適用業務システムについては、平成20年11月末現在、①各社間決済システム、②生命保険募集人登録システム、③医療保障保険契約内容登録システム、④契約内容登録システム、⑤支払査定時照会システムをはじめ12システムを稼働している。

なお、協会では、LINCシステムにおける個人情報保護法対応として、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（平成17年1月金融庁告示第1号）」「生命保険業における個人情報保護のための安全管理措置等についての実務指針（平成17年3月理事会決定）」「金融機関等コンピューターシステムの安全対策基準・解説版（第6版追補）（平成17年3月金融情報システムセンター）」にもとづき、技術的安全管理措置面を中心に、対応優先度に従い各種整備を順次実施している。

#### 『生命保険協会百年史』の編纂

協会では、これまでに70年史、80年小史、90年小史を各記念事業として刊行してきたが、90年小史以降、少子高齢化は急激に進み、バブル経済の崩壊後の経済の減速化のなかで自由化・規制改革が大きく進展し、従来にも増して企業の社会的責任の重要性についての認識が高まるなど、業界を取り巻く環境は大きくかつ急速に変貌している。

この激変期における業界の取組みと協会活動を確実に記録しておくことの重要性にかんがみ、百年史を編纂・刊行することについて、平成18年9月の理事会において承認した。

協会は、平成20年12月7日に創立100周年を迎えた。